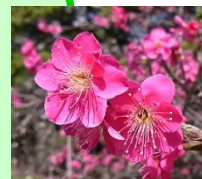




梅が咲いたら 腐蛆病予防の季節です。 投与の仕方は適正ですか？



今年度、**適正に薬剤が投与されなかったため、蜂蜜の中に薬剤が残留した事例が報告されています。**毎年投与しているから大丈夫！…と思われる方もいるかもしれませんが、もう一度投与の仕方を復習しておきましょう！

現在日本で蜜蜂に使用できる動物用医薬品は次のとおりです。

疾病名	原因	主成分	使用期間	休薬期間	使用禁止期間
アメリカ腐蛆病	細菌	ミロサマイシン	7日間	投与終了後14日間	食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日
バロア病	ダニ	フルバリネート	6週間以内		食用に供するはちみつ及びその他の生産物を生産している期間
		アミトラズ	6週間		採蜜期間中及びローヤルゼリーの採取期間

医薬品を使用したら、使用記録をつけて保管しましょう。

①使用年月日②使用場所③対象動物④薬品名⑤用法・用量⑥出荷可能日

はちみつからの抗菌性物質検出事例

平成23年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査において、北海道産はちみつからミロサマイシンが検出されました。

- ・当該生産者は、アピテン専用飼料ではなく、キナコと砂糖水で調整した自家製飼料を用いてアピテンを調整（用法違反）
- ・廃棄対象である約3000kgのアカシア蜜の処理費用は当該生産者が負担

中国製ダニ駆除剤は国内では承認されていません！

養蜂業者1戸について、過去に国内未承認の中国製ダニ駆除剤を使用した事実が確認されました。

注意！

抗菌性物質がはちみつから検出された場合、商品回収・廃棄等、全額生産者が損害を負担となる場合があります。定められた用量・方法で投与しましょう。

蜂群に異常があった時も含め、お気軽にご相談ください！



西部家畜保健衛生所
TEL:0551-22-0771
FAX:0551-22-6728